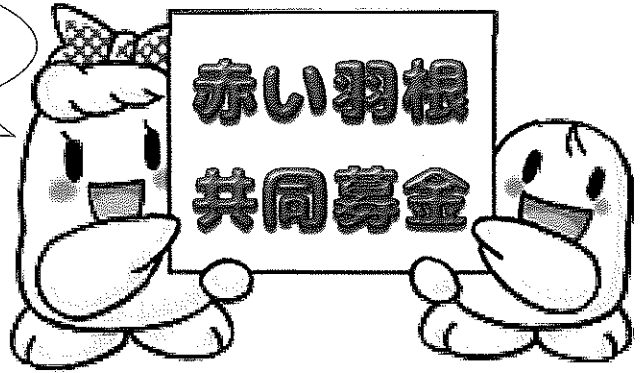


知っていますか？

# 税制上の 優遇措置!!



## 「個人」として寄付を頂く場合

確定申告をすることによって、所得税(国税)の寄付金控除対象となる上、更に個人住民税(地方税)の寄付金控除対象となる場合もあります。

### 所得税(国税)の控除

#### ポイント!

下記の方式のどちらかを寄付者が選択できるようになりました。

#### 「税額控除」方式

寄付金のうち、2,000円を超える額の40%が所得に対する税額から控除されます。

※ただし、所得に対する税額の25%が限度です。

#### 「所得控除」方式

寄付金のうち、2,000円を超える額が『総所得金額』から控除されます。

※ただし、総所得金額の40%が限度です。

### 個人住民税(地方税)の控除

#### ポイント!

寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要になります。

1年間(1月1日~12月31日)の寄付金の合計額から、下記の計算式によって算出した金額が、個人住民税の軽減措置(寄付金控除)の対象となります。

計算式：年間の寄付金額(※) - 2,000円の10%

※ 総所得金額の30%が上限

## Aさんの場合

寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があるAさん(所得税率20%の方)が、年間15,000円のご寄付をした場合

### 所得税 (国税)

#### 「税額控除」方式

$(15,000 - 2,000) \text{円} \times 40\% = 5,200 \text{円}$

- 所得税が5,200円還付されます。

#### 「所得控除」方式

$(15,000 - 2,000) \text{円} = 13,000 \text{円}$

$13,000 \text{円} \times 20\% = 2,600 \text{円}$

- 所得税が2,600円還付されます。

### 個人住民税 (地方税)

$15,000 \text{円} - 2,000 \text{円} = 13,000 \text{円}$

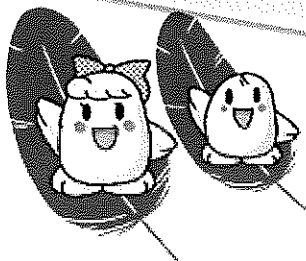
$13,000 \text{円} \times 10\% = 1,300 \text{円}$

- 個人住民税が1,300円還付されます。

Aさんの場合は、所得税(国税)と個人住民税(地方税)を合わせて最大で6,500円還付されます。

★ホームページにも例示を含め、詳しく掲載しています。ぜひご利用ください!

<http://www.akaihane.or.jp/date/date05.html>



共同募金会は、税制上、国や地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。